

## ■第13回大阪府福祉のまちづくり審議会 意見概要

番号	ご意見
<b>議題（１）「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」の改訂及び周知について</b>	
1	経済的な側面を踏まえて建築物を設計するため、実現が難しい面もあるところだが、建築士は、義務でなくても誰もが使いやすい設計を考えないといけないと認識しており、少しずつ理解を深めていきたい。
<b>議題（２）建築物の更なるバリアフリー化に向けて</b>	
2	店舗出入口における段差の解消について、物販店舗、飲食店舗を事前協議の対象としてほしい。また、店の敷地とその敷地外の道路の段差があるといった課題も検討してほしい。
3	大人用介護ベッドの有無を気にされる方が増えてきており、設置数が足りていない。また、トイレの広さの兼ね合いもあるが、身長が高い人のためにも、大きなベッドの設置を検討してほしい。
4	2階建てコンビニについては、条例の解説の記載内容を改訂し、少しずつ少なくなるだろうと思うが、それでも減らない場合は、基準の見直しという形で検討してほしい。
5	バリアフリートイレの整備数について、使う方も多くなっている中で今の数で足りるのか。施設の面積など制約があるとは思いますが、要望として挙げたい。
6	劇場等の客席について、座席数に比例する形で一定の車椅子使用者用客席の整備をしてほしい。また、配置についても1箇所に固めるのではなく、様々な場所で見られることや、サイトラインについても、周りの人が立ち上がった場合に車いす使用者は混ざれないので、検討してほしい。
7	万博というのは半年間という一過性のイベントではあるが、だからこそしっかり作られている部分もある。良いところや参考にすべきところを大阪の街に生かしていくことは非常に大切である。
8	来年度行う調査についてはアンケート調査が基本になると思われるが、当事者も参加できるような場を作ってほしい。
9	小規模店舗の段差解消について、出店されている事業者側の生活経済も大事なので、兵庫県や鳥取県の事例も参考にしながら、経済合理性についてしっかりと確認してほしい。
10	映画館では、大きいシアターは座席数300程度、少ないと4～50程度のところもあり、いずれも最低2席ぐらゐは車いす使用者用客席を設けているのが現状。既存の施設で車いす使用者用客席を増やすのは難しいと感じる。また、避難誘導の関係で、段差なくアクセスできる場所に設置しているという状況である。
11	小規模店舗では様々な制約からバリアフリー化がなかなか難しい面もあるが、人的な支援があれば利用できるという面もあり、バリアフリーに関する意識を高めることも重要で、意識喚起していくことが必要。調布市では一般市民のサポートに関する意識啓発パンフレットを作成し、店舗などにも積極的に配布している。
12	銀行は店舗の面積が小さいところが多く、バリアフリーの対策を十分に取れている店舗は少ない印象だが、サービス業なのでソフト面の対策であれば取り組みやすい部分もあり、バリアフリーに対する理解醸成を進めていくというのも重要である。

### 議題（３）その他報告事項

13	アメリカの鉄鋼メーカーの事例では、生産性を優先していると工場内の事故で生産が止まることが多く、セーフティファーストとすると、かえって生産性が高まり、それが世界に広まった。ユニバーサルデザインを採用することが利益相反ではなく利益につながるものであると事業者のパラダイムを変えてあげることが必要ではないか。
14	ホテルや旅館のバリアフリー情報の公表について、新しくできたホテルでは公表されているが、全体で見ると宿泊可能かどうかの情報が拾えないことが多い。情報公表をやらされているのではなく、仕事の大切さとか社会へ貢献しているという意識を持つように働きかけてほしい。
15	大阪府では全国に先駆けて福祉のまちづくりに取り組んできて、ガイドラインなども作成し、やっとここまで来たかと思う。まだまだスパイラルアップしながら進めていく必要がある。
16	鉄道間の乗り継ぎについて、設備が整備され移動は便利になったが、鉄道事業者間の乗り継ぎに関するサービスが定まっていない。改札の外に出たら案内はできないと断られることがあったが、自社から次の事業者へ渡すことで、その人が安全に移動できるという概念を持つこともまちづくりにつながると意識してほしい。